

(別紙2)

工事（業務）費内訳書の取り扱いについて

愛南町では、入札に際して提出を義務付けている工事（業務）費内訳書について、次のとおり取り扱っていますので、十分に御理解のうえ、入札に参加してください。

記

1 提出対象事業

すべての工事及び工事に係る業務

2 提出時期

入札公告若しくは入札通知書で指定する日時までに、入札書に添付して、電子入札システムにより提出すること。入札時に工事（業務）費内訳書を提出できないときは、入札書を無効として、開札しない。

なお、やむを得ない事由により紙入札による場合は、電子入札の入札期間中に、発注者が指定した場所へ郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により、入札書と併せて提出すること。

3 工事（業務）費内訳書の様式、記載内容

入札執行に際して、以下の点を確認することとしているので、町設計図書の設計内訳書に対応したもので、記載内容は少なくとも工種までを記載した工事（業務）費内訳書を提出すること。

なお、工種事の金額が記載されていないなど工事（業務）費内訳書の記載内容に不備があるときは、工事（業務）費内訳書が提出されていないものとみなし、入札を無効とし、開札しないことがあるので、十分に留意すること。

（1）業者名、事業名の記載確認

（2）工事区分・工種（建築一式工事の場合は種目・科目）ごとの金額の記載確認

（3）入札金額が工事（業務）費内訳書の工事（業務）価格（税抜工事（業務）費計）と一致していることの確認

4 その他

町が工事（業務）費内訳書の様式を電子媒体（エクセル形式）で示した事業の場合、様式が複数のシートにより構成されていることもあるので、すべてのシートに入力漏れがないよう十分に確認したうえで提出すること。